平成２９年（フ）第７７５号
愛知県知多郡武豊町字中根１丁目108番地１　サンワコーポＡ棟109号、従前の住所愛知県岩倉市中本町西出口69番地２　グローリアス岩倉1101号
破産者　山口　幸訓
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１３号
名古屋市南区春日野町31番地　春日野ハイツ101号、従前の住所名古屋市南区駈上１丁目７番20号
破産者　小鷹　義宜
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３８号
名古屋市西区大野木１丁目７番地　ＳＳＴマンション201号
破産者　飛矢　敏彦
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２号
神戸市灘区一王山町５番19号　205
破産者　松本　　健
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９４号
神戸市灘区赤松町３丁目１番１号　メゾン・デ・ポロニア204
破産者　渡士敬太郎
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５号
岡山県倉敷市中庄団地21番８―301号　市営中庄団地
破産者　中島由起子
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
岡山県倉敷市中庄3165番地６
破産者　西　　文
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
広島市中区江波本町４番25号
破産者　櫻井　俊郎
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７号
大分県別府市石垣東１丁目２番８―1401号　ジェムシティ境川
破産者　植田　晴明
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
青森県下北郡東通村大字小田野沢字畑浦28番地
破産者　二本柳　強
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
青森市南佃２丁目７番14号
破産者　笹森　美穂
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
東京都江東区白河４丁目９番15―1408号、開始決定時の住所福島県いわき市郷ケ丘２丁目35番地の１　パドレスハイツチヨダ103
破産者　赤川　　明
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第９７６号
横浜市青葉区すみよし台５番地３　リバーサイドⅡ―304
破産者　青木　　正
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１０号
東京都あきる野市草花3670番地320
破産者　小川　　勉
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１号
神奈川県伊勢原市東成瀬48番地の７　エクセル伊勢原305号、前住所神奈川県伊勢原市小稲葉1275番地の５
破産者　高橋　靖典
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２２５号
神奈川県平塚市東八幡３丁目15番16―３―104号　平塚ニューライフ
破産者　清　　一之
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８号
富山市西新庄５番10―106号　ジョイフル、前住所富山県中新川郡立山町上末200番地２
破産者　新家棒寿司店こと　新家　滝男
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部